

# 朱熹『朱文公文集』跋文訳注稿（三）

市来 津由彦

## はじめに

本稿は、朱熹（一一三〇—一二〇〇）『晦庵先生朱文公文集』巻八一〜八四「跋」に対する訳注の試みの連載第三回目である。当面は巻八一部分の全訳の完成をめざす。

「跋」文の記述構造と読まれ方のしくみ、その資料としての意味や、朱熹思想研究にとつての意義については、連載第一回目『東洋古典学研究』第二〇集（二〇〇五年）の「はじめに」において説明した。また、現代日本語訳文、原文、漢文訓読書き下し文、語注、補説などの本訳注の記述方針などについても、同所で示した。

今回は、その居住地域建州で朱熹四十代までに形成された地縁・血縁・学縁に関わる朱熹の思い入れ深い<sup>ネットワーク</sup>人網にまつわるものを収める。

以下、連載第一回目に提示したものであるが、主要な使用資料お

よび注解のための参考文献リストを掲げておく。

### 【資料と略称】

#### ※基本資料

- ・『晦庵先生朱文公文集』（嘉靖二十一年重刊影印、四部叢刊集部）
- ・『朱子大全』（二七七〇年刊影印。保景文化社、一九八四年）
- ・『朱集』
- ・『晦庵先生朱文公文集』（江戸・正徳十一年刊本影印。……『李朝本』）
- ・『晦庵先生朱文公文集』（江戸・正徳十一年刊本影印。……『和刻本』）
- ・『朱熹集』（校点本。四川教育出版社、一九九四年）
- ・『朱熹集』（校点本。……『朱熹集』）
- ・『朱子全書 晦庵先生朱文公文集』
- ・『全宋文 朱熹集』（校点本。上海古籍出版社、二〇〇二年）
- ・『全書朱熹集』（校点本。……『全書朱熹集』）
- ・『全宋文 朱熹集』（校点本。上海辞書出版社、安徽教育出版社、二〇〇六年）
- ・『全宋文朱熹集』（校点本。……『全宋文朱熹集』）
- ・『晦庵先生文集』（四部叢刊三編）
- ・『宋本朱集』（校点本。……『宋本朱集』）
- ・朱熹生前に刊されたとされる文集。巻九に題跋十五点を含む。

- ・『朱子語類』(校点本。中華書局、一九八六年) ……『語類』
- ・『宋史』(校点本、中華書局、一九七七年) ……『宋史』
- ・『宋元学案』(校点本、中華書局、一九八六年) ……『学案』
- ・『宋元学案補遺』(世界書局、一九六六年) ……『(学案)補遺』
- ・『統資治通鑑長編』(世界書局、一九六一年) ……『長編』
- ・『建炎以来繫年要録』(校点本。中華書局、一九八六年) ……『繫年要録』

※文集の注釈参考書

・『朱子大全筭疑輯補』

(二六一〇年李埈序影印。韓國學資料院、一九八五年)

\* 李朝朝鮮時代の『朱集』に対する注釈『朱子大全筭疑』以下の一連の注釈を集めたもの。一七世紀以降のものなので、資料の検討範囲は現代とさほど変わらないが、些細な箇所所未詳の事にヒントが得られてたいへん有用。その価値と意義については、三浦國雄「朱子大全筭疑をめぐって―朝鮮朱子学の一側面」(『森三樹三郎博士頌寿記念東洋学論集』朋友書店、一九七九年)、参照。以下のもので収録されている。

- ・『朱子書節要記疑』李滉 ……『朱子記疑』
- ・『朱子大全筭疑』宋時烈 ……『朱子筭疑』
- ・『朱子大全筭疑問目』金昌協 ……『朱子問目』
- ・『朱子大全筭疑問目標補』金邁淳 ……『朱子標補』
- ・『朱子大全筭疑問目標補』金邁淳 ……『朱子管補』
- ・『朱子大全筭疑問目標補』金邁淳 ……『朱子管補』
- ・『朱子大全筭疑節補』任鹿門 ……『朱子節補』

※近年刊行の参考書

- ・高令印『朱熹事迹考』(上海人民出版社、一九八七年) ……高氏『事迹考』
- ・陳来『朱子書信編年考証』(上海人民出版社、一九八九年) ……陳氏『書信考証』
- ・東景南『朱熹年譜長編』(華東師範大学出版社、二〇〇一年) ……東氏『年譜長編』
- ・東景南『朱熹佚文輯考』(江蘇古籍出版社、一九九一年) ……東氏『佚文輯考』
- ・東景南『朱子大伝』(福建教育出版社、一九九二年) ……東氏『大伝』
- ・陳榮捷『朱子門人』(台湾學生書局、一九八二年) ……陳氏『門人』
- ・陳榮捷『朱子新探索』(台湾學生書局、一九八八年) ……陳氏『新探索』
- ・郭齊『朱熹詩詞編年箋注』(巴蜀書社、二〇〇〇年) ……郭氏『詩詞箋注』
- ・宋元文学研究会編『朱子絶句全訳注』第一〜三冊 (汲古書院、一九九一年)。刊行継続中 ……『絶句訳注』

## 『朱文公文集』卷八十一「跋」―続き―

7 方伯謨(士繇)が家蔵する胡(安国)文定公の帖に跋する

(書簡Ⅰ)

息子らや甥たちが、最近、官舎に寄せていただいております。寅(進士合格)同年ですので、どうぞ互いに励まし合うつきあい(切磋琢磨)『詩経』衛風・淇奥)をしてやってください。宏にはどうぞお口からお教えお導きください(提耳)『詩経』大雅・抑)。おいの范(如圭)にはどうぞ聞き及んでいない事柄に進ませはげましてください。しかし重々しい言葉で事細かに評してほめたてることが、どうして望むことでありましょう。

むかし(游(醉))定夫先生におつかえしたとき、言葉や振る舞いをおおめにみることはなさりませんでした。後年、(王(庭珪)民瞻・曾(楸))叔夏氏らとおつきあいました。もし過ちが安国(わたし)であれば、お二方はかならず面と向かつて責め、その過ちを二度とさせませんでした(不貳過)『論語』雍也篇)。お二方であれば、安国も顔色厳しくいさめること、ただごとではありませんでした。数十年このかた、風俗習慣がくずれ廃れ、こうした風気が日々衰えていっております。(呂(祉))安老殿は器量識見が人より優れ、現今、人々が仰ぐ人物であり、よきお手本として、むかしの哲人のようになることをご自身こころ

に思えば、この風気がふたたび出現することになりましょう。邸報十五巻および五月分のもの、一緒にお返しします。乾(苗)のいただきもの受け取りました。貴重なものまことにありがとうございます。

安国 再拝いたします。

(書簡Ⅱ)

去年の夏にお借りした官報の中に、呂(好問)舜徒の章奏を弾劾したというものがありません。もしこれを見ておられれば、加えてお借りしたいとお願いする次第です。五月以来の新しい官報について、一つ一つお借りできるのは、まことに幸いです。呂殿の子息方は、衡陽から江西を通ったとお聞きしました。いまだどこにおられるのでしょうか。もし消息がおわかりでしたらお教えください。郷里からは最近の消息はありません。上奏した前の章奏文は重要なことはずしてありますので、他の方にはお見せにならないでください。つつしんで申し上げます。

安国かさねて奉ります。

朋友の交わりは、善を行うのを求める(『孟子』離婁下篇)のは自身の誠をつくすためであり、善を取るの自身徳を益すためである。お互い与え合う(ことを自己目的化する)ということではない。しかし各人がなすべきことを充分にして、いい加減にすることがなければ、友人同士が励ましあうこと(麗沢)『易』兌卦・象伝)の有

益なこと、やめられないものがおのずからある。

修行中の方士繇君は、所蔵の、外大父(母方の祖父)の尚書呂(祉)公に胡文定公が与えた直筆の書簡の帖を出してみせてくれた。これを読むと、身が引きしまるかのようにつつしみの心を人に起こさせ、厳しい先生や敬服する友人が、このまわり目前にいるかのようである。ああ、この数人の君子がたは、朋友の道を尽くしておろそかにするとうことがないとうことができよう。当時の中でしっかりと踏ん張り立ち、後世に残された風氣として世に伝えるべきものが高く存しているのは、どうして偶然であろうか。何度も読んで感嘆し、そこで敬しんでその後ろに書きつけて、わたしの仰ぎ尊ぶ氣持を伝えるのである。

乾道壬辰(八年)十二月二十四日(西曆一七三年一月十一日)、新安の朱熹が書きつける。

跋方伯謨①家藏胡文定公帖②

児曹外甥輩、比過治字③。在寅為同年④、宜尽切磋之義。在宏⑤宜提耳誨導之。在范甥⑥宜勉進其所未聞者。而一以重言題品褒借之、豈所望也。

昔事定夫先生⑦、未嘗以言色相仮。後与民瞻・叔夏遊⑧、苟有過在安国、則二公必面折之、不令貳其過。在二公、即安国亦正色規之、不但已也。数十年來、俗習頹廢、此風日以替矣。安老⑨器識過人、当今之望、津途軌則⑩、当以往哲自期、

庶幾此風之復見也。

邸報⑪十五卷并五月分⑫者、并以帰納。乾茵承賜示。珍感珍感。安国再拜。

去夏所借報中、有言呂舜徒章⑬者。或見之、望更借示。自五月以來新報、能一一借及、幸幸。呂公諸子、聞自衡陽過江西⑭。不知今何在。或知信喻及。郷里得近信否。所奏前章、及第二義、不以示他人。恐知。安国又上。

朋友之交、責善所以尽吾誠、取善所以益吾德。非以相為賜也。然各尽其道、而無所苟焉、則麗澤之益、自有不能已者。

方生士繇出示所藏胡文定公与其外大父尚書呂公手帖。讀之使人凜然起敬、若嚴師畏友之在其左右前後也。嗚呼、是數君子者、其可謂尽朋友之道而無所苟矣。其卓然有以自立於當年、而遭風余烈、可伝於世者、豈徒然哉。三復歎息、因敬書其後、以致区区尊仰之意云。

乾道壬辰十二月二十四日、新安朱熹書。

方伯謨家藏の胡文定公の帖に跋す

児曹・外甥の輩、比このころ治字よに過ぎる。寅に在りては同年たれを誨導すべし。范甥に在りては宜しく其の未だ聞かざる所の者を勉進すべし。而るに一言を重ぬるを以て題品し之を褒借するは、豈に望む所ならんや。

昔<sup>むか</sup>し定夫先生に事ふるに、未だ嘗て言色を以て相い仮さず。後ち民瞻・叔夏と遊び、苟<sup>かやま</sup>くも過ち安国に在る有れば、則ち二公必ず之を面折し、其の過ちを貳<sup>ふた</sup>びせしめず。二公に在れば、即ち安国も亦た色を正して之を規<sup>ふた</sup>すこと、但だなるのみならざるなり。数十年来、俗習頽<sup>たふ</sup>靡<sup>み</sup>し、此の風日に以て替<sup>おと</sup>へり。安老器識人に過ぎ、当今の望にして、津途軌<sup>しん</sup>則<sup>と</sup>、当に往哲を以て自ら期すべくんば、此の風の復た見るるに庶幾<sup>もたら</sup>からん。

邸報十五卷并せて五月分の者、并せて以て帰納す。乾菌<sup>けん</sup> 祝示<sup>し</sup>を承く。珍感<sup>ちん</sup> 珍感。安国再拜す。

去夏借るる所の報中に、呂舜徒の章を言ふ者有り。或ひは之を見れば、更に借示せんことを望む。五月自り以来の新報、能く一借及するは、幸ひなり幸ひなり。呂公の諸子、衡陽自り江西を過ぐと聞く。知らず今ま何くに在るやを。或ひは信を知れば噓<sup>う</sup>し及べ。郷里近信を得るや否や。奏する所の前の章、第二義に及ぶ。以て他人に示さざれ。恐<sup>かしこ</sup>み知<sup>ま</sup>す。安国又た上<sup>たご</sup>る。

朋友の交はり、善を責むるは吾が誠を尽くす所以にして、善を取るは吾が徳を益す所以なり。以て相い為めに賜ふに非ざるなり。然れども各おの其の道を尽くして、苟<sup>かりそめ</sup>にする所無くんば、則ち麗澤の益、自ら已む能はざる者有り。

方生士繇<sup>しえう</sup> 蔵する所の胡文定公 其の外大父の尚書呂公に与ふるの手帖を示す。之を読めば人をして凜然として起敬せしめ、嚴師畏友の其の左右前後に在るが若きなり。嗚呼、是の数君子なる者は、其れ朋

友の道を尽くして苟にする所無しと謂ふ可し。其の卓然として以て当年に自立して、遺風余烈、世に伝ふ可き者有るは、豈に徒然ならんや。三復歎息し、因りて敬しんで其の後に書して、以て区々の尊仰の意を致すと云ふ。

乾道壬辰十二月二十四日、新安の朱熹書す。

### 【注】

- ①方伯謨 方士繇（一一四八—一九九）、興化軍莆田縣（福建省）の人のこと。伯謨は字。「学案」・同「補遺」卷六九「滄洲諸儒学案」。墓誌銘を陸游が書いている（「方伯謨墓誌銘」、「渭南文集」卷三六）。方氏は莆田の当時の有力一族。須江隆「福建莆田の方氏と祥応廟」（『宋代社会のネットワーク』宋代史研究会研究報告集第六集）汲古書院、一九九八年）は、莆田で三系列見出せるこの方氏一族、特に、この方士繇も属する白杜村系の世系を新たに系譜図化して分析している。朱熹の跋本文に「外大父」とあるように、跋文評価対象の書簡の宛人である後注⑨呂祉・安老は、士繇の母方の祖父である。士繇は十二歳で父をなくし、母方の呂氏一族がいる福建北部の邵武軍で育ち、道学を志向する朱熹の評判を聞いて朱熹が棲む崇安県五夫里に居を移して学んだ。朱熹の思想の影響を受けて科挙の学をやめ、終生、道学の伝道を志し、朱熹の周辺で過ごした人である。

- ②胡文定公帖 「胡文定」は、胡安国（一〇七四—一一三八）のこと。本訳注第3条（本「訳注稿（二）」、『東洋古典学研究』第二集、二

〇〇六年)に既出。第3条注①、参照。

「帖」は、この胡安国から、後注⑨で説明する呂祉に宛てた書簡を保存したものの。近着の『全宋文』第一四六冊に「胡安国」の項が立てられてはいるが、本条の二つの書簡は収録されていない。

③比過治字 以下、胡安国書簡が踏まえる事実関係の確定は難しいことをお断りしておきたい。「治字」は、『朱子劄疑』に「尚書呂公の官舎なり」と云う。本書簡後文および次書簡の記述からすると、呂祉は、後注⑩「邸報」を自由に閲覧借り出しができる立場にあったとみられ、役所に付随する官舎とするのも穏当だが、それがどこであり、「比」がいつ頃かは厳密には確定できない。可能性の幅については、後注で検討する。

④在寅為同年 「寅」は、胡寅(一〇九八—一一五六)のこと。胡安国の嗣子。本訳注稿第3条(本「訳注稿(二)」、『東洋古典学研究』第二二集、二〇〇六年)に既出。第3条注⑧、参照。宣和三年(一一二二)の進士。「同年」は、同じ年に進士の資格を得た者同士のこと。

⑤宏 胡宏(一一〇五—一一六一)のこと。胡安国の末子。本訳注稿第5条(本「訳注稿(二)」、『東洋古典学研究』第二二集、二〇〇六年)に既出。第5条注①、参照。

⑥范甥 「范」は、范如圭(一一〇二—一一六〇)、字は伯達、建州建陽県(福建省)の人のこと。『宋史』卷三八一、『学案』・同『補遺』卷三四「武夷学案」等。神道碑を朱熹が書く(直秘閣贈朝議大夫范公神道碑)、『朱集』卷八九)。「甥」は、如圭の母胡氏が

胡安国の兄弟(姉妹)ゆえ。如圭は胡安国に春秋学を学ぶといふ(神道碑)。建炎二年(一一二八)の進士。

胡寅について「同年」と言及することからすると、本書簡は、その合格の年である宣和三年(一一二二)、安国四十四歳、呂祉三十歳)以降のものであり、そして、范如圭を呂祉に語るその口ぶりからは、范がまだ進士になっていないものとみられる。建炎二年(一一二八)、安国五十一歳、呂祉三十七歳)は南宋政權成立の混乱の中で特殊な日程となり、八月に殿試、九月に発表があったのだが、その前の礼部試の前あたりが本書簡の下限となるか。

⑦定夫先生 游酢(一〇五三—一一二三)、字は定夫、建州建陽県(福建省)の人のこと。鷹山先生と称せらる。『宋史』卷四二八、『学案』・同『補遺』卷二六「鷹山学案」等。元豊五年(一〇八二)の進士。謝良佐、楊時、呂大臨らとともに二程の高弟とみなされた。楊時が墓誌銘を書く(『御史游公墓誌銘』、『龜山集』卷三三)。游酢の程学受容については、拙著『朱熹門人集団形成の研究』第一篇第一章第一節「程門初伝と二程語録資料」、創文社、二〇〇二年、参照。

胡安国がこの游酢に「事え」た時期は、元祐八年(一〇九三)、紹聖元年(一〇九四)頃か。胡安国は元祐五年(一〇九〇)に都開封の太学に入って学び始め、紹聖四年(一〇九七)に進士合格となった(当時は三舎の制)。游酢は元祐八年に范純仁の推挙で太学博士となったが、范純仁の失脚とともに紹聖二年に簽書齊州判官として外へ出た。游酢と胡安国とは郷里が同じ建州なので、その後も会面している可能性を否定はできないが、「事

え」たと呂祉に語るその表現は、游酔が太学博士であり胡安国が太学生であった右の時期がふさわしい。ただし、安国の息子の胡宏には、游酔は禪に傾き、程子の「敬」をないがしろにした「程門の罪人」だ、と論評した言葉がその最晩年のものとして残る(『朱子語類』卷二〇一第一六九条)。

⑧民瞻・叔夏 「民瞻」は、王庭珪(一〇八〇—一一七二)、字は民瞻、吉州安福県(江西省)の人のこと。『学案補遺』卷一九「范呂諸儒学案補遺」。「行状」を周必大が書く(『文忠集』卷二九「佐承奉郎直敷文閣主管台州崇道觀王公廷珪行状」)。政和八年(一一一八)の進士。南宋初、秦檜を誹謗して夜郎に流されたが、生きのびて長寿を全うした。『易』学に深く、朱震、胡安国、向子諲らが、後世に必ず伝わりとしてその解釈に感嘆した、と行状は云う。

「叔夏」は、曾慥(また林。一一一四—一一四四)、字は叔夏、贛州(江西省)の人のことか。没年は『繫年要録』卷一五一による(「林」)。元符三年(一一〇〇)の進士。官は吏部尚書に至る。曾開(『宋史』卷三八二)、曾幾(一〇八四—一一六六)の兄。靖康の変のときは、張邦昌の擁立を拒み高宗を立てることを推進したと云う(「慥」、『万姓統譜』卷五七)。

⑨安老 呂祉(一〇九二—一一三七)、建州建陽県(福建省)の人の字。『宋史』卷三七〇、『学案補遺』卷四四「趙張諸儒学案補遺」等。宣和三年(一一二二)の進士。官は兵部尚書に至る。靖康の変以前の官歴は不詳。本伝は、建炎二年(一一二八)に右正言になったとするが、『繫年要録』によると建炎三年六月に「宣

議郎(宣義郎)従八品(市來)監登聞檢院」から「特転」して右正言となったと云う(卷二四)。もとの官名からすると、その官も中央官のようであり、政府が避難するともに彼も移動していたか。建炎年間、特にその後半は、宋政府(行在)は、揚州から建康、そして浙東地方を転々とした。ただし胡安国書簡の下限として注⑥でふれた時期の、建炎元年の冬以降、翌二年までは行在は揚州にあった。よってこの時期、呂祉もここにいたか。なお、『全宋文』第一八四冊に「呂祉」の項が立てられているが、胡安国との交遊を直接うかがわせる文章は収録されていない。

その後、呂祉は、紹興年間前半に南宋側で宋金戦争を指導していた高官である張浚(本「訳注稿(二)」、『東洋古典学研究』第二二集、二〇〇六年、第6条注①)が、宋側軍閥五系列の一つ劉光世軍の兵権を回収しようとして失敗し、劉光世の腹心の鄧瓊(れきけい)に金の傀儡国「大齊」へ寝返りされた紹興七年(一一三七)の淮西の兵変で、鄧瓊に殺されてしまう。劉光世を解任した張浚が劉軍の監督のために送り込んだ呂祉が、軍を把握できなかったためである。宋にとつてこの兵変は、当時の最前線の精銳軍を一時にして失い、主戦強硬路線の破綻を意味する大事件であった。寺地遵『南宋初期政治史研究』第一部第四章「趙鼎集団の形成と張浚路線の破産」、溪水社、一九八八年、参照。呂祉は「簡倨」などとも言われる人で(『繫年要録』卷一一三、等)、この破綻を招いた張本人ということになるが、朱熹は、自らの地縁・学縁人脈の人のためか、この事件に対して後年も呂祉を

とがめることはせず、「呂安老は、才気が格別すぐれた人だった。その議論をみても、きわめて緻密で正確だ。如呂安老才氣儘自過人。觀其議論、亦甚精確」と、むしろ彼を誉めている『朱子語類』卷一三一第一三条。東北大学朱子語類研究会『朱子語類』本朝人物篇訳注(二二)、『集刊東洋学』第六二号、一九八九年、参照。

⑩望津途軌則 『朱子節疑』は、「望津」「途軌」という字結合が強いとみて、この句読を、『和刻本』と同じく、「安老器識過人、当今之望津途軌、則……」と切る。『朱熹集』、『朱子節補』、『朱子標補』等は、「当今之望」という結合が強く、また「則」は下の句の内容を引き出す助字ではなく、「軌則」の「則」だとして、「安老器識過人、当今之望、津途軌則(……)」と、本訳注案のように切る。「望津」も「途軌」も詩語としての用例はあるが、後者の「津途」も「軌則」も用例があり、また字並びのバランスからすると「当今之望津途軌」では間延びする印象があるので、こうみた。

- ⑪邸報 官報。顧炎武『日知録』卷二八「邸報」に、この言い方は北宋から現れるが、内容的には唐から存するとの考証がみえる。
- ⑫五月分 発信人と受信人とがともに同じ人の書簡で、所蔵者が同一人かつ外孫という近親者であることからして、両書簡はセットのものとして連動し、「書簡Ⅱ」で言う「去夏所借報」が「書簡Ⅰ」で言う「帰納」した分である可能性が高い。そして、語りの文脈は異なるが、「書簡Ⅰ」でも「書簡Ⅱ」でも「五月」という月が特別扱いされている。両書簡を連動のものとみて、注⑥で述べた範囲の頃で特別な「五月」があるかと考えると、

靖靖の変(一一二七年)のあとの混乱の中で南宋の高宗が即位し改元した、建炎元年(一一二七)五月がこれにあたるか。「五月」がこれを指すとすると、邸報を借りたのが「去夏」という語から、建炎元年夏になるので、「書簡Ⅰ」の時期は注⑥よりもかなり絞られ、建炎元年の秋以降、二年の秋以前、「書簡Ⅱ」は翌年の建炎二年中ということになる。胡安国は、靖康年間の宋金戦争開始頃は赴任先の荊州(湖北)で足止めされ、その後、福建帰郷は無理と判断し、建炎から紹興初年までは、時に政府に出つつも、他方で、居を移して衡山北麓に落ち着いた。一方、呂祉は、注⑨からすると右正言になる前の官にあり、行在があった揚州にいたと思われる。

- ⑬呂舜徒章 「呂舜徒」は、呂好問(一〇六四—一一三一)、字は舜徒、寿州(安徽省)の人のこと。北宋の呂夷簡以来の宋代を代表する名族呂氏の一員。父の季哲は程頤と親しかった。『宋史』卷三六二、『学案』・同『補遺』卷二三「祭陽学案」等。孫の呂祖謙が伝記を書く(『東萊公家伝』、『東萊集』卷一四)。

蔭で官につき、北宋末の対金状勢の仲で政界の前面に出る。靖康の変のとき、金軍が開封から北方に引き上げるのに際し、交渉の使いをした宋の宰相の張邦昌を傀儡皇帝にして、金は「大楚」国を作らせた。そのとき開封で張邦昌の推戴に立ち会わされた呂好問は、金軍の撤退とともに伝国の御璽を宋に返還するように取りはからった。その功績の延長で、建炎元年(一一二七)、南宋政権が成立したその五月に尚書右丞(副宰相)とされた。しかし主戦論の中心人物、李綱の息がかかった台諫に、張

邦昌の手伝いをした者は中興の宋朝の政権担当者になるべきではないと難じられ、これに対し呂好問は、大要、「呂氏一族は宋に恩を蒙っているから働いた。あの時は恥を忍んでああいうやり方で宋朝を回復するしかなかったではないか。中興は果たされたのだから、こんなことを言われるのならもうやめたい」という意味の嘆きの上奏をして、七月に尚書右丞を退いた。『宋史』本伝、卷二四「本紀 高宗 一」、卷二二三「表 宰輔 四」、「繫年要録」卷七、建炎元年七月癸卯の条、『三朝北盟会編』卷一〇八、建炎元年六月二十五日の条等。『全宋文』第一三五冊に「呂好問」の項が立てられており、『三朝北盟会編』卷一〇八からこの件についての上奏文二件を「辨事偽楚奏劄」として収録する。

前注⑩でふれたように、「書簡Ⅰ」及び「Ⅱ」において「五月」が重ねて問題視されており、それが注⑫のようにもし南宋政権成立の月を指すとすると、「章」は、あるいは尚書右丞を退くに至るようしたやりとりの一部を指すか（『朱子筭疑』説）。ただしそう考えるにしても、右の『三朝北盟会編』によれば、この上奏は「六月」のことである。「書簡Ⅰ」にいう「邸報十五卷并五月分者」の「五月分」の下限は、文字面をすなおに読む限りでは「五月」末と思われ、「Ⅰ」「Ⅱ」が連動して、「書簡Ⅱ」にいう「去夏所借報」がこの「書簡Ⅰ」のものを指すとする、「五月分」中に六、七月の退任事件のことが入ってしまい、疑問が残る。「書簡Ⅰ」の「五月分」とは「中興の宋政権成立」以来のものを指すのであって六月のものを含んで

いたか、あるいは、呂好問追い落とし弾劾の動きがすでに五月から始まっていた（『繫年要録』も引く右記「辨事偽楚奏劄二」の初句は、「わたしはやめることを近頃いはいは求められており、。臣近者屢求罷退、。）」というものと、つじつまはあう。

⑭ 呂公諸子自衡陽過江西 「呂公諸子」は、直前の文脈からすると呂好問の子ともとれるが、書簡後述の内容も含めての全体の文脈から呂祉の子を指すとみた。しかし、どういふ人がいるのかは不明。「自衡陽過江西」も、建炎四年に金軍が潭州（湖南省長沙）まで入ったことと関わりがあるかも知れないが、未詳。

【補説】 本条は、跋文の対象となっている二通の書簡の、発信時期、発信人受信人の地理的位置、意図等に関する背景的事実を確定することが難しい。仮説として、「范甥」が建炎二年の進士であること、「五月」、「呂舜徒章」などの要素を持つベクトルが交差する箇所として、書簡の時期と呂祉がいる場所を、注⑫に述べたように想定したが、別の可能性に対する反証にまでは及ばず、遺憾ながら可能性の中にとどまる。

とはいえ、本条を朱熹思想研究という目でみると、筆者が作業仮説としてかつて唱えた「地域講学」ということに絡む興味深い要素があらわれているのでふれておきたい。

すなわち、筆者は、現存する朱熹の膨大な思想議論の書簡を読むにあたり、朱熹と書簡宛人との関係を整理するため、書簡による学術・思想議論も「講学」の中に入るとみなしつつ、「地域講学」と「広域講学」という作業枠組を設定することをお

て提唱した。拙著『朱熹門人集団形成の研究』第二篇第二章「乾道・淳熙の学―地域講学と広域講学―」。ここでは、士大夫思想界をリードする士人が中央から空間的文化的距離が異なる各地域に居住しつつ、時に中央や互いの地域で会面し、或いは書簡を通じて継続的に論議するのを「広域講学」とし、一方その士大夫思想界中心者がそれぞれの居住地域で、地域に密着、土着する士人層の結節点となり講学するのを「地域講学」とした。

本跋文には、このうちの地域講学によくみられる特質が強くあらわれている。すなわち、地域講学は地域内の人的関係によるものであり、地域内のその関係というのは、地縁のみならず血縁関係が絡み、さらにそこに学術師弟関係すなわち学縁が関わったりもする。この血縁、学縁が絡むと現在世代のみならず、前後の世代も含めてきわめて複雑な関係を形成し、その中で互いを認知することになる。眼前の人物との交渉は、単にいまの知り合いというにとどまらない時間的深さ、奥行きに往々にして支えられ、その展開として行われているのである。

本条についてその要素を確認すると、いま朱熹と方士繇との兩人が、跋文対象の胡安国の二つの書簡を前にして会面しているのだが、その書簡に登場する胡安国一族の胡氏と范氏、そして崇安における朱熹の三先生のうちの白水先生劉勉之の劉氏、及び屏山先生劉子翬の劉氏は、朱熹資料にうかがえる限りでも、互いに複雑な姻戚関係を結んでいる。建州に移住してきた朱熹一家は、朱熹以降、その姻戚関係に組み込まれて一族が閩北に土着化していく。次頁に、「崇安における朱熹の姻戚・学縁関係

図」を提示するので参照されたい（なお、本「図」は次の第8条を讀むときにも利用されたい）。その屏山先生劉子翬の劉氏と、方士繇のおばにあたる呂祉の別の娘が婚姻を結んでいる。そのことは、朱熹と方士繇との間ではわかっているはずである。兩人はちよつとした知り合いというよりは、北宋末以来の三世代の姻戚、地縁、学縁関係を背後に踏まえながら出会い、語り合っているのである。本条で興味深いことの二は、このことである。

そして、こうした地域講学の現場では、思想、「学」問が、一般論としてではなく、まさに地域に生じた地縁、血縁込みの具体的なこの人的関係を媒介にして多くは語られる。そうした関係は、身体的感覚の中から感じられるものであろうから、それが踏まえられた場合には、その語りも相互にきわめて具体的なものとして受け止められるであろう。「学び」というものの語られ方が、単なる知識的な「学」ではない形をとることになる。興味深いことの二は、このことである。

すなわち、朱熹は胡安国の書簡をもとにして、胡安国自身が提起している問題とみなしつつ、五倫のうちの「朋友」を跋文で問題とする。書簡の受信人呂祉にとって胡安国は郷土の先輩であり、その呂祉は胡安国の息子、甥らにとっては郷土の先輩である。その関わりの中で、胡安国からみて呂祉が自分の言葉をおろそかにするはずはない。その胡安国が提示する士大夫交遊「朋友」論は、官界における広がりを持つものであったが、それを体現した振る舞いを呂祉が我が息子達に示してくれば、郷土の先輩の開示ゆえに、息子、甥らはそれをきちんと受け止



めると胡安国は期待する。とともにさらに、その期待を伝えるときに、胡安国は呂祉に対して絶対的上位にいるという態度をとるのではない。彼は、教育的に呂祉に接しつつ「朋友」として呂祉の自覚成長を促そうとする。その促しの姿勢を五倫の「朋友の信」の体現とみて、朱熹は跋文で高く評価する。その評価は、朱熹が考えるところの、目先の利益を求めるのではない「为己の学」、あるいは「道学」の一部としてあるものである。そのことを跋文に書き込むというのは、もとよりこの書簡と跋文を読むであろう不特定の読者向けの表明ではあるが、直近には、この書簡をみせてくれた方士繇への提示である。方士繇はこれを読むときに、単なる理念ではなく、親しい身内（呂祉）が語るかのような実感をもって、この朋友論を受け止めることになる。胡安国が語る理念は呂祉に伝わり、その呂祉は方士繇にとつては尊敬すべき外祖父であり、朱熹にとつても居住地の先人であり主戦派の闔将として誇るべき人であった。呂祉という存在を媒介に、胡安国が語る理念、同時に朱熹の思想でもある「朋友」理念が、地縁、血縁の関係を媒介にして身近なものとして若き方士繇に開示されるのである。朱熹の跋文は、もとの書簡の所蔵者方士繇との関係では、このような効果を生み出す表現である。朱熹の道学提唱に惹かれて五夫に棲むようになったという方士繇も、朱熹がそうしたことをあるいは語ると期待して、この帖を朱熹にみせたのであるまいか。

## 8 劉（珥）平甫家藏の胡（安国）文定公の帖に跋する

## （書簡Ⅰ）

〔劉（子羽）彦修どのはきつともうお母上を奉じて温陵（泉州）に赴かれたことでしょう。この地域は安楽な国です。親を養うのによいところで、喜び安らぎを一緒に味わえましょう。〔あなたが赴任されている〕臨川（撫州Ⅱ江西省）は郷邦（隣の福建北部の崇安、南部の泉州）に近接しており、音信も届きやすいです。

〔劉（子鞏）彦冲どのはへりくだって自身を保っており、まことに祝われ称えられるべきです。徳あるお家は善行を責み重ねること久しく、ご長兄仲兄のように、外に出ればその才能を發揮され、業績を立てられ、〔ご舎弟のように家に〕居れば学びを進め修得し、徳ある器量を養成するというのは、（個人のことだけではなく）地域の輝きです。郷里で近くにいるすべての者も、荣誉にあずかっております。衰老はわたしこの盛んなる様子を見て、よろこび感嘆にたえません。

安国かさねて啓しあげます。

## （書簡Ⅱ）

安国 再び啓しあげます。〔こちら〕洞庭湖・湘江地域ではひどりと飢饉の後、民くさは苦しみ切迫しておりますが、〔対金戦のための〕食糧供出が頻繁です。江西もやはりまことにこうでしょう。しかしながら〔あなたの〕教えと命令はもはや行き

とどき、胥吏も民くさも信服しているでしょうから、「供出の任務を果たして」遠からずしてきつと次の抜擢がありましよう。寅は桐江におります。幸いにやはりほぼ任務につくようです。しかしながら帰って親を養う気持がたいへん強いです。「私の推量で」勝手に考えてこう申しております。おいの「胡」憲は最近、朝廷の命令を賜りました。みなご長兄仲兄が平生から取り上げて推薦くださったことのためです。敬服の気持は、言葉でたとえようありません。

安国 再び啓しあげます。

(書簡Ⅲ)

おいの「范(如圭)伯達はいまはすっかり成長したでしょう。すぐにも貢元のおじに随って礼義を習いわかるようにさせなさい。もしまったく書物を読まないようならば、よくないことになつてしまつてしよう。(原注) 族兄に与える書簡であり、その大略はこのようである。

屏山の劉珩・平甫どのは胡文定公(安国)の帖一卷を所蔵する。前の二つの手紙は、胡公が平甫どのは伯父の秘閣君(劉子翬)に与えたものである。おもうに胡公の言葉であつて、その息子の祠部君(胡寧)が筆したものであろう。その時、秘閣どのは臨川(撫州)の長官であり、兄の侍郎公(劉子羽)は温陵(泉州)の長官であり、弟の屏山先生(劉子翬)は病気を名目に任官していなかった。胡公の息子の侍郎どの(寅)は桐江の長官であり、兄の息子の籍溪先生の

(胡憲)は官位資格を持たないままに抜擢を受けて、郷郡の州学で教えていた。書簡の言葉は、なんとこれらにすべて及んでいる。後ろの一枚の手紙は、胡公がその族兄に与えた書簡であり、実際に公が手ずから筆したものである。平甫どのがこれを購入した。言われている范甥とは、つまり平甫どのは外舅の太史公(范如圭)のことである。

胡公はきつかりして方正謹嚴で、振る舞うに手本となるような方であつた。これを読む者は、彼が褒めることを注視すると、言い聞かせたいことがわかるし、彼が戒めることを注視すると、心配することがわかる。平甫どのはこの帖をよく保存し伝えている。その志もやはりよくわかる。

乾道癸巳(九年、一一七三)二月乙酉(新曆四月六日)、新安の朱熹、劉氏の山館の復齋においてじつくりとみせていただき、そこでその後ろにつつしんで書きつけ申した。

跋劉平甫(①)家蔵胡文定公帖(②)

彦修(③)必已奉太夫人赴温陵。此郡楽国也。便於養親、同增欵慰。臨川(④)密邇郷邦、音問易達。彦冲(⑤)退然自守、深可嘉尚。徳門責善久矣、如昆仲、出則奮其才力、建立事功、居者進修術業、養成徳器、乃邦国之光。凡在郷鄰、亦預榮焉。衰老觀此盛事、不勝欵歎。安国又啓。

安国再啓。湖湘旱飢之後、民間窘迫、而供饋頻繁。江西諒亦爾。然教令既孚<sup>⑥</sup>、吏民信服、不晚必除播矣。寅在桐江<sup>⑦</sup>。幸亦粗遣。然婦養之意甚濃。謾恐知之。憲姪比蒙恩命<sup>⑧</sup>、皆昆仲平日獎提之所及也。感佩之意、言不能喻。安国再啓。

伯達甥<sup>⑨</sup>。今已長成。莫須早晚、令隨貢元伯伯習知礼義<sup>⑩</sup>。若一向不読書、恐不便也。与族兄書、其略如此。

屏山劉珥平甫藏胡文定公帖一卷。前兩紙、胡公与平甫伯父秘閣君<sup>⑪</sup>。蓋公之辭、而其子祠部君<sup>⑫</sup>筆也。時秘閣守臨川、兄侍郎公守溫陵、弟屏山先生称疾不仕。胡公之子侍郎守桐江、兄侍郎生以布衣特起、典教鄉郡。書辞蓋遍及之。後一紙、胡公与其族兄書、实公手筆。平甫購得之。所称范甥者、即平甫外舅太史公<sup>⑬</sup>也。

胡公正大方嚴、動有法教。読此者、視其所褒、可以知勸、視其所戒、可以知懼。平甫能葆藏之。其志亦可知矣。

乾道癸巳二<sup>⑭</sup>月乙酉、新安朱熹觀於劉氏山館之復齋<sup>⑮</sup>、因敬書其後云。

劉平甫家藏の胡文定公の帖に跋す

彦修必ず已に太夫人を奉じ温陵に赴かん。此の郡は楽しき国なり。親を養ふに便にして、同じく歎慰を増さん。臨川は郷邦に密邇し、音問達し易し。彦冲は退然として自ら守る。深く嘉尚す可し。徳門善を責むること久しく、昆仲の如き、出づれば則ち其の才力

を奮ひ、事功を建立し、居れば術業を進修し、徳器を養成するは、乃ち邦国の光なり。凡そ郷鄰に在りて、亦た榮に預る。衰老此の盛事を觀るに、欽歎に勝へず。安国 又た啓す。

安国 再び啓す。湖湘旱飢の後、民間は窘迫して、供饋頻繁なり。江西 諒に亦た爾らん。然れども教令既に孚ひ、吏民信服せば、晚からずして必ず除播有らん。寅は桐江に在り。幸ひに亦た粗ば遣せらる。然れども婦養の意甚はだ濃し。謾りに之を恐み知す。憲姪 比こゝろ恩命を蒙る。皆な昆仲の平日奨提の及ぶ所なり。感佩の意、言 喻ふる能はず。安国 再び啓す。

伯達甥は今ま已に長成す。早晚を須つ莫く、貢元の伯伯に随ひ、礼義を習知せしめよ。若し一向に書を読まざれば、恐らくは便ならざらん。族兄に与ふるの書、其の略 此くの如し。

屏山の劉珥・平甫 胡文定公の帖一卷を蔵す。前の兩紙は、胡公平甫の伯父秘閣君に与ふ。蓋し公の辞にして、其の子の祠部君の筆ならん。時に秘閣 臨川に守たり、兄の侍郎公は温陵に守たり、弟の屏山先生は疾と称して仕へず。胡公の子の侍郎は桐江に守たり、兄の子の籍溪先生は布衣を以て特起し、郷郡に典教す。書辞 蓋し遍く之に及ぶ。後の一紙は、胡公 其の族兄に与ふるの書にして、実に公の手筆なり。平甫之を購得す。称する所の范甥とは、即ち平甫の外舅の太史公なり。胡公 正大方嚴にして、動くに法教有り。此を讀む者、其の褒むる所を視れば、以て勸めを知る可く、其の戒むる所を視れば、以て懼れを

知る可し。平甫能く之を葆蔵す。其の志亦た知る可し。  
乾道癸巳二月乙酉、新安の朱熹劉氏山館の復斎に観て、因りて敬ん  
で其の後に書すと云ふ。

## 【校注】

(1) 甥 底本及諸本作「孫」。拠本条朱熹跋文「范甥」及「朱  
子筭疑」説而改。

(2) 二 底本及諸本作「三」。是年三月無乙酉日。二月有乙酉  
日。

## 【注】

- ①劉平甫 劉珩(一一三八—一一八五)、崇安(福建省)の人の字。後  
注③劉子羽の子、⑤劉子翬の嗣子。『学案』・同『補遺』卷四  
三「劉胡諸儒学案」等。墓誌銘を朱熹が書く(「從事郎監潭州南  
岳廟劉君墓誌銘」、『朱集』卷九二)。朱熹の師の一人劉子翬の嗣子  
で朱熹と年まわりも近く、ともに学び育つ。蔭により官位を授  
かるが実職には就かず、劉子翬の後を守り、朱熹が育つた五夫  
に終生隠棲した。劉子翬の嗣子となったことについては、朱熹  
の墓誌銘、及び注⑤後述、劉子翬に対する「墓表」、参照。  
②胡文定公帖 「胡文定」は、胡安国のこと。「帖」は、この胡安  
国から、後注⑩で説明する劉子翼に宛てた書簡を表装し保存し  
たもの。  
③彦修 劉子羽(一一〇九—一一四六)、崇安(福建省)の人の字。『宋

史』卷三七〇、『学案補遺』卷一「安定学案補遺」等。神道碑  
を朱熹が書き(「少傳劉公神道碑」、『朱集』卷八八)、墓誌銘を張  
栻が書く(「少傳劉公墓誌銘」、『南軒文集』卷三七)。朱熹手跡の神  
道碑石は、現在、五夫における朱熹住居と伝えられる場所に再  
建された紫陽樓に保存されている(二〇〇六年確認。一九八七年  
時点では武夷山武夷宮にあった)。靖康の変のときに金の陣に使者  
となつり、見込まれて金に仕えることを誘われたのを断つて自  
死した父劉韜の蔭で官に就き、建炎年間には張浚の幕寮として、  
寄せてくる金に対して今の四川地域を保全し、その他、宋金戦  
争で宋の文官指揮官としてさかんに活動したが、紹興二年(一  
一四二)以降、講和派の秦檜が政權を握ると退隱した。知泉州  
となつたことについては、『繫年要録』卷二〇四、紹興六年(一  
一三六)八月癸卯の条にみえる。本「書簡一」はこれ以降のも  
のといふことになる。

④臨川 撫州の役所が置かれている県(江西省)。後注⑩、劉子翼が  
赴任している地。

⑤彦冲 劉子翬(一一〇二—一一四七)、崇安(福建省)の人、号は屏  
山また病翁、の字。劉子羽の末弟。『宋史』卷四三四、『学案』  
・同『補遺』卷四三「劉胡諸儒学案」等。墓表を朱熹が書く(「屏  
山先生劉公墓表」、『朱集』卷九〇)。朱松が亡くなるにあたり、息  
子朱熹の教育を胡憲、劉勉之とともに託した三先生の一人。父  
劉韜の死後、地方官に一時就いたが、父を悼むあまり身体を悪  
くしてすぐに実職から身を引き、祠録官となつて五夫に退隱す  
る。病氣から仏老にも接近し、内面に沈潜した儒仏融合的思想

傾向を持ち、十代の朱熹に甚大な思想的影響を与えた(墓表)。  
 ⑥教令既卒『繫年要録』卷九九、紹興六年三月戊辰の条に、劉

子翼の官位を特に一つ進めたと云い(右通直郎知撫州劉子翼特遷一官)、その理由として、江西路から「子翼任に到りしより後、岳飛軍の糧五万余斛、錢二十四万緡を發過す(徵發して送る「過」の意、不詳)。又た人戸に勸誘して賑糶米(救済のためのかいよね)三万余斛を楅備す(臨時貯蔵所に備蓄する?)「楅」の意、不詳)。子翼自到任後、發過岳飛軍糧五万余斛、錢二十四万緡。又勸誘人戸楅備賑糶米三万余斛」という報告があつたためとみえる。その五月に知撫州に再任(『繫年要録』卷一〇一、紹興六年五月癸巳の条)。しかし「書簡I」の時期からすると、「除擢」はこの再任を指すものではない。そこでその後の子翼を『繫年要録』の中に追うと、前注③の、劉子羽が知泉州となつたとする『要録』卷一〇四(紹興六年八月)の記事中に、「淮西宣撫使」として名が出る。ただし「書簡I」は劉子羽が泉州赴任のときに子翼が撫州に在ることを前提としているので、これは知撫州となる以前のことを言つた可能性が高い。さらに『要録』卷一一九、紹興八年四月庚申の条に、「直秘閣新広南東路轉運判官劉子翼罷」とみえ、この紹興六年末から八年初めまでの間に、知撫州から広東の「路」クラスの官になつたらしい。

⑦寅在桐江「寅」は、胡寅のこと。本訳注稿第3条(本「訳注稿(二)」、『東洋古典学研究』第二集、二〇〇六年)に既出。第3条注⑧、参照。「桐江」は、錢塘江中流、嚴州(浙江省)建德県から桐廬県あたりの流れをいう。ここでは嚴州の雅名として用

いている。『繫年要録』卷一〇〇、紹興六年四月丙午の条に、胡寅が知嚴州に任じられた記事がみえる。

⑧憲姪比蒙恩命「憲」は、胡憲のこと。本訳注稿第5条(本「訳注稿(二)」、『東洋古典学研究』第二集、二〇〇六年)に既出。第5条注④、参照。「姪」は、胡憲の母が胡安国と兄弟(姉妹)であることを指す。「比蒙恩命」については、『繫年要録』卷一〇五、紹興六年九月己丑の条に、「建州布衣胡憲特賜進士出身、添差建州州学教授」とみえる。この任命の経緯については、朱熹「籍溪胡先生行状」(『朱集』卷九七)、参照。本「書簡I」はこの任命以降まもなくのものということになるか。そのことは注③とも整合する。

⑨伯達甥「伯達」は范如圭の字。本訳注前条第7条に既出。第7条注⑥、参照。「甥」は、底本は「孫」に作る。朱熹の跋本文に「所称范甥者」とあり、また『朱子劄疑』にも「甥の字であろう」との指摘があり、かつ前条第7条所引の胡安国「書簡I」に范如圭を指して「范甥」と言う語もあり、「甥」であるべきである。ただし「孫」となっている理由は不詳。また朱熹の跋本文に「所称范甥者」とあるのは、書簡末尾の原注に「族兄に与ふるの書、其の略此くの如し」とあることからすると、跋文が『朱集』に入るとき、もしくは朱熹が跋文の対象のこの書簡の文を保存するときに、もとの書簡をこの「書簡III」のように節略し、そのもとの書簡には「范甥」とあつたための表記か。『朱子標補』、参照。

⑩令隨貢元伯伯習知礼義「貢元」は、郷貢の状元(科擧地方試験

の第一位の人)のことか。「伯伯」は、科挙地方試には通ったがその後受験をやめて郷里にいる年長の族員の特定の誰かを指すか。『朱子筭疑』は「貢元伯」を人名固有名詞とみるが、その後の『朱子問目』『朱子標補』『朱子管補』等は、「貢元の伯伯」とする。「伯伯」はくだけた言い方だが、書簡末尾に「与族兄書」とあり、族員内の気心知れた者への表記ということで親族呼称に白話的表記を入れたか。

⑪秘閣君 ここでは劉子翬、字は彦礼、崇安(福建省)の人のこと。

劉子羽の弟、劉子翬の兄。『閩中理学淵源考』巻六に「郡守劉彦礼先生子翬」として伝がある。蔭で官に就く。靖康年間、建州で熊志寧、范汝為の乱が起きたときに鎮定に功があった。知南劍州、建州、撫州、信州等を歴任。右の伝では、「人と為り開明勤決にして(あけっぴろげでまじめ果断で)、之を本づくるに怒を以てす。至る所簡易にして擾れず(あっさりしていて動じない)、甚はだ民心を得たり。為人開明勤決、而本之以怒。所至簡易不擾、甚得民心」と云う。

「秘閣」は、宮中の藏書室。その管理者の位階を持つ。前注

⑫⑬で知撫州再任の命をうけた『繫年要録』巻一〇一、紹興六年五月癸巳の条に、「右奉議郎知撫州劉子翬除直秘閣」とみえる。

⑭其子祠部君 「其子」は、胡寧、字は和仲、号は茅堂、崇安(福建省)の人のこと。胡安国の次子(寅を男子一位とみて)。『宋史』巻四三五、『学案』・同『補遺』巻三四「武夷学案」等。蔭で官に就く。胡安国の『胡氏春秋伝』作成を手伝う。『春秋通旨』があったとされるも亡ぶ。最終位階によって「祠部君」と呼ば

れることについては、『繫年要録』巻一五九、紹興一九年(一四九)四月癸酉の条に、「太常丞胡寧守尚書祠部員外郎」とみえ、巻一六〇、同年二月己巳の条に、「尚書祠部員外郎胡寧、秘書省著作佐郎劉章並罷」とみえるのを参照。

⑮太史公 范如圭を指す。「太史公」は、歴史編纂に関わる官になったことを言う。『繫年要録』巻一九、紹興八年五月乙未の条に、「秘書省正字范如圭兼史館校勘」とみえる。

⑯復齋 劉子翬の館の室名。「復」とする理由については、劉子翬『屏山集』巻一「聖伝論」顔子の末尾、「余嘗作復齋銘曰」以下を参照。

#### 【補説】

胡安国書簡の時期は、書簡Iと書簡IIは、注にも述べたように、紹興六年(一一三六)の九月かそれよりも遠くない頃とみられる。書簡Iは、劉子羽が知泉州となつた知らせを受けて劉氏への祝いとして劉子翬に出したもの、書簡IIは、胡憲の州学教授就任を受けて推薦への感謝を劉氏に表したものか。劉子羽にも謝状が送られていることが予想される。書簡IIIは、北宋の大観、政和年間(一一〇七〜一一一八)頃のものか。范如圭の生年が崇寧元年(一一〇二)、進士合格が建炎二年(一一二八)であるが、これから科挙の勉強をはじめるといふ内容のもので、如圭がなお十歳前後、遅くとも十五歳前後のことかと思われる。とすると、靖康の変によって北宋政権が突然に瓦解するなど、夢にも思っていなかった頃のものである。

本条も前条と同じく、朱熹が持つ福建北部の地縁、血縁、学

縁人網に関わるものである。書簡を書く胡安国の、郷里との関係の意識に、その書簡を評価する朱熹の意識が重なって興味深いものがある。

胡安国の書簡自体の問題にまずふれると、崇安の五夫の地を郷里として共有する劉氏一族全体とねんごろに連絡をとる胡安国の姿が目につく。第7条の呂祉との交渉も含めていえば、それは自身の一族との関係も含め、郷里の有力一族との関係維持の努力である。そこには、郷里地域社会に足場を持ちつつ、中央官界レベルの世界に参与する当時の多くの官人士大夫の姿があらわれている。胡安国とその家族は、宋金戦争による極限的状況により、湖南に住むことを余儀なくされる。そのことも含めた中央官界の諸事情に動かされながら、彼は、郷里から切れるのではなく、郷里に発した諸関係を尊重しようとし、意識の上では崇安五夫を基地とするかのようにである。そうした基地があつて中央官界での活動も成り立つとして、劉子翼、子羽が外に出て劉子翬が郷里を守る劉氏の姿を称える。劉氏のその姿は、また郷里の外にいる胡安国とその家族と郷里にいる胡憲、胡氏との関係のあらまほしき姿の投影でもあろう。官界と郷里との質の異なるそれぞれの関係の重なりと、それを郷里関係を基礎として調整する意識が、書簡Ⅰ、Ⅱにはうかがえる。

朱熹の立場はと言えば、宋金戦争による官界の諸事情により、彼（というよりは父朱松の事情だが）も本籍の徽州には戻れず、福建北部崇安を疑似の故郷とする。その立場は胡安国の家族に近い。さらに、それが今で言えば中学一年生という朱熹の若年

にはじまり、その土地の土着の有力者ともいうべき人々に囲まれて育ち成人となった。その有力者が、郷里を基地として外の官界と内の郷里の二重的あり方を典型的にとっている劉氏、胡氏である。そして郷里の内にとどまる側の人、劉子翬、胡憲らに教育を受ける。その教育内容は、郷里の地域社会を越えた官界に意識を開くものであり、地域に埋没してしまう心性を作るものではないが、しかし劉子翬、胡憲は、官界事情も踏まえて取って郷里に身を置くことを選んだ人でもあり、郷里の地域社会に足場を置く心性が、ここで朱熹に形成されるといえよう。

そして朱熹は、胡安国の書簡を読み、「出づれば…、居れば」の両立が「邦国の光」だとする言葉（書簡Ⅰ）をあるべき姿を言うものと納得しつつ、官界の関係と郷里に発する関係の調整を郷里に基礎を置きつつおこなうことを思索する。すなわち、跋文で「書辞 蓋し遍く之に及ぶ」とするのは、郷里に発する関係への胡安国のねんごろさが朱熹の琴線にふれたことを語る。後半で、胡安国を手本とすべきことを言い、帖を「能く之を葆蔵す」と劉珩を称え、「其の志亦た知る可し」と言う。劉珩が郷里の外に出るのではなく、郷里にいることを選びとつた人であり、朱熹がそのことに共感している人であることからすると、この後半は、胡安国が一般的に郷土の偉人であるからその言動を手本とすべきというのではなく、内容的に官界と郷里に発する関係の重なりは郷里に基地を置いて調整するということとを語るゆえに手本とすべきとするもののように思われる。

## 9 「劉（子翬）」屏山先生文集の後に書きつける

## 書屏山先生文集後

屏山先生文集二十卷は、先生の跡継ぎの「劉」珣どのが編集、順序立てたものである。もはや確定して全体を通して文字化できる。先生がお亡くなりになったとき（啓手足―『論語』泰伯篇）、珣どのはたいへん若く、そのため平生の遺文は散逸したものが多かった。その後十余年して、家にある文書の欠けたところをふたたび訪ね求めて補い始めたのだが、みな書き写されて元の姿を失っており、文字の同異が入り混じって、読めなくなってしまうていた。そこで繰り返しつき合わせ直すことさらに十余年、その後この二十巻の文集はようやく書物としての姿を成して、大きな誤りがなくなつた。熹は掃除のしつけ段階から師事させていただいた旧縁により、幸運にも検討の論議に参加することができた。

ひそかにおもりに、先生の文辞が偉大であることは、もちろん天下の耳目を驚かせるのに充分ではある。しかしながらその精緻で微妙な学問や静謐謙退の風気が文章と書かれた文字にあらわれていて、愚かで暗い者を啓発し、狭いところ持ちが萌すのを消していくものがあることは、目を通す者がとりわけどうか心を尽くしてほしいことである。そこでこのことを書きつけて、後世の君子に告げるのである。

乾道癸巳（九年。一一七三）七月庚戌（新曆八月二九日）、門人朱熹謹んで書きつける。

屏山先生文集二十卷（①）、先生嗣子珣所編次。已定可繕写。先生啓手足時、珣年甚幼（②）、以故平生遺文多所散逸。後十余年、始復訪求以補家書之欠、則皆伝写失真、同異參錯、而不可読矣。於是反復讎訂又十余年、然後此二十卷者始克成書、無大譌謬。熹以門牆灑掃之旧、幸獲与討論焉。

窃以為先生文辞之偉、固足以驚一世之耳目。然其精微之学、静退之風、形於文墨、有足以発蒙蔽、銷鄙吝之萌者、尤覽者所宜尽心也。因書其故、以告後之君子云。

乾道癸巳七月庚戌、門人朱熹謹書。

## 屏山先生文集の後に書す

屏山先生文集二十卷、先生の嗣子珣の編次する所なり。已に定まりて繕写す可し。先生手足を啓くの時、珣は年甚はだ幼く、故を以て平生の遺文は散逸する所多し。後ち十余年、始めて復た訪ね求めて以て家書の欠を補へば、則ち皆な伝写して真を失ひ、同異參錯して、読む可からず。是に於て反復讎訂すること又た十余年、然る後に此の二十卷なる者始めて克く書を成して、大いなる譌謬無し。熹門牆灑掃の旧なるを以て、幸ひに討論に与るを獲たり。

窃かに以為へらく先生文辞の偉は、固より以て一世の耳目を驚かすに足る。然れども其の精微の学、静退の風、文墨に形はれて、以て蒙蔽を發きて、鄙吝の萌を銷かす者有るは、尤も覽る者の宜しく心を尽

くすべき所なり。因りて其の故を書し、以て後の君子に告げんと云ふ。  
乾道癸巳七月庚戌、門人朱熹謹みて書す。

## 【注】

①屏山先生文集二十卷 現存。『直齋書錄解題』にも収載されている（屏山文集二十卷）。四庫全書本の目録は、卷一—四「論」、卷五「記」「序」、卷六「雜著」、卷七「表」「劄子」、卷八「啓」、卷九「祭文」「墓銘」「墓表」、卷一〇「賦」「詩」、卷一一—一九「詩」、卷二〇「詩」「詞」、である。

②珥年甚幼 劉子翬が亡くなった紹興一七年（一一四七年。ただし十二月逝去のため、その死は新曆換算では一一四八年に入る）は、劉珥十歳、朱熹十八歳であった。

【補説】 四庫全書本は、目録の後に紹興三〇年（一一六〇）六月の胡憲「序」を、卷二〇の後に「屏山集原跋」として朱熹の本条跋文、及び慶元五年（一一九九）の「跋家藏劉病翁遺帖」（『朱集』卷八四、収載）を掲載する。胡憲の「序」中に本書を「二十卷」と云うが、その年時からすると、本条に云う「後ち十余年、始めて復た訪ね求めて以て家書の欠を補った時点のものらしい。しかし本跋文にみえるように、その時点では字の異同が多くあり、資料を収集し修訂して現本の祖本ができたであろう。「屏山先生劉公墓表」（『朱集』卷九〇）において朱熹は劉子翬から最後に受けた教えを哀惜の情をもって回顧している。朱熹の

思想形成に関心がある諸家はかならず読んでいるいわば思想史の名所旧跡であり、多く引用もされている箇所ではあるが、本跋文中の、「蒙蔽を発きて、鄙吝の萌を銷かす」「精微の学、静退の風」の（朱熹が受け止めた限りの）内実をうかがわせるものがあるのので、以下に訓読書き下し文で示しておきたい。

すなわち、死期を自覚した病中の先生劉子翬の床に侍った青年朱熹はある日、深い学びに劉子翬が入った経緯について教えを請うたところ、先生はよろこんでこう語ったことである。「吾れ少きとき未だ道を聞かず。莆田に官せし時、疾病を以て始めて仏老子の徒に接し、其の所謂る清浄寂滅なる者を聞きて、心に之を悦び、以て道は是に在りと為せり。帰るに比吾が「儒学」の書を読めば、而ち契ふ有り。然る後に吾が「儒学」の道の大いなる、其の体用の全きこと乃ち此の如きを知る。抑そも吾れ易に於いて徳に入るの門を得たり。所謂る「遠からずして復る」（『易』復卦）なる者は、則ち吾の三字符なり。佩服周旋して、敢て失墜する罔し。是に於いて嘗て復齋銘・聖伝論を作り、以て吾が志を見す。然れども吾れ吾が言を忘れて久し。今ま乃ち相ひ為めに之を言ふ。汝尚ほ勉めよ」と。劉子翬が亡くなったのはこの二日後とのことである。なお、朱熹への劉子翬の影響の問題を簡潔ながら奥行きを持って説いた、邦文の先駆的記述として、楠本正経『宋明時代儒学思想の研究』（広池学園出版部、一九六二年）一八二—四頁をあげておきたい。